

国土利用計画岩手県計画（第四次）の概要

### 県土利用の現状

第三次県計画期間（基準年次：H4⇒目標年次：H17）に、農地が9.1%減少、道路が13.7%増加、住宅地が11.1%増加

↓

第二次計画期間（基準年次 S57⇒目標年次 H7）に比べ、**土地利用転換は、全体としては鈍化**

---

### 県土利用をめぐる状況変化・課題

- 人口減少社会の到来・高齢化の進展
- 農地が減少し耕作放棄地が増加
- 都市周辺部の自然環境や農地が減少する一方で都市部の低・未利用地が増加
- 新たな企業進出に伴う土地利用への影響

↓

**土地利用転換の動きが低下**  
しかし、**農地等の自然的土地利用が減少**

---

- 地球温暖化の進行や環境への負荷の増大に伴う諸問題の顕在化
- 近年の地震等の自然災害発生や農地・森林の持つ県土保全機能の低下が懸念
- 良好な景観の喪失の懸念、優れた歴史的・文化的景観保全についての機運の高まり

↓

**県土利用のさらなる質的向上が必要**

---

- 大規模集客施設の郊外立地と中心市街地の低・未利用地（空き店舗用地等）の増加が行政区域を越えて相互関連
- 地域や地目を越えた横断的土地利用の必要性の高まり
- 土地利用に対する人々の関与の多様化・広域化
- 土地利用規制の市町村への権限移譲の進展

↓

**土地利用の相互関連性の増加**  
**地域での創意工夫の重要性の増大**

### 県土利用に関する基本方針

**計画のねらい**

**自然的土地利用の減少抑制と県土利用の質的向上**

↓

**持続可能な県土管理** より良い状態で県土を次世代に継承

**土地需要の量的調整**

- ・農用地の適正な保全、耕作放棄地の解消と発生防止
- ・低・未利用地の有効利用の促進等による、良好な市街地の形成・再生
- ・高い価値を有する自然の万全な保全

↓

**自然的土地利用の減少を抑制**

**県土利用の質的向上**

- ・土地利用転換の動きの低下は、県土利用の質的向上を推進する機会
- ・共生と循環、安全・安心、快適さとゆとりの三つの観点を基本とした県土利用の推進

↓

**県土利用の質的向上の推進**

**県土利用の総合的マネジメント**

- ・地域や地目間の関連性を考慮した、各種施策の総合的な推進等
- ・県民・NPO・事業者等が県土管理の一翼を担う取組の促進
- ・地域コミュニティの維持・再生による、県土の適切な管理促進

↓

**横断的視点による県土管理の推進**

---

**県土利用の質的向上の三つの観点**

**自然と共生し、循環を基調とした県土利用**

- 環境負荷の少ない、自然のシステムにかなった県土利用
- 県民との協働・参画による環境保全

↓

**世界に誇れる「岩手の環境」の実現**

**安全で安心できる県土利用**

- 災害時の被害最小化を図る「減災」の視点
- 県土保全施設・防災施設の着実整備

↓

**県土の安全性向上**

**快適でゆとりある県土利用**

- 良好な生活環境の整備促進
- 平泉の歴史的遺産等の保護活動推進
- 美しい景観や街並みの保全・形成

↓

**誇りうる岩手の文化的魅力の向上**

---

#### 地域類型別の基本方向

機能分担・交流連携

- 都市**
  - ・コンパクトな都市づくりの推進
  - ・低・未利用地の有効利用
- 農山漁村**
  - ・担い手農家の育成、集落営農の推進による農地確保
  - ・林業経営体育成による森林確保
  - ・「食料供給基地岩手」の確立
- 自然維持地域**
  - ・高い価値を有する自然の万全な保全

#### 利用区分別の基本方向

相互関連性

農用地	森林	原野	水面・河川等	道路	住宅地	工業用地	その他宅地	公共施設等用地	レクリエーション用地	沿岸域
-----	----	----	--------	----	-----	------	-------	---------	------------	-----

- ・必要な農用地確保、耕作放棄地の発生防止と解消
- ・二酸化炭素吸収源等として多様な森林の整備・保全
- ・ものづくり基盤産業等集積のための工業用地確保
- ・大規模集客施設の適切な場所への立地誘導

### 規模の目標及び地域別概要

#### 規模の目標

- **農地**  
H17：1,565千㎡ ⇒ H29：1,476千㎡ (△5.7%)  
農地の確保対策等により**減少傾向鈍化**
- **森林**  
H17：11,760千㎡ ⇒ H29：11,753千㎡ (△0.1%)  
**現状程度で推移**。適正な維持管理が課題
- **住宅地**  
H17：220千㎡ ⇒ H29：225千㎡ (2.3%)  
人口、世帯数の見通しから**増加傾向鈍化**
- **工業用地**  
H17：19千㎡ ⇒ H29：22千㎡ (15.8%)  
**ものづくり基盤産業等集積により増加**

---

#### 地域別概要

<p><b>【県央】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究機能集積を生かした産業集積のための基盤整備</li> <li>・地域特性を生かした多様な産地の形成のための農用地確保</li> </ul>	<p><b>【県北】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季冷涼な気候を生かした農業振興のための農用地確保</li> <li>・港湾等の地域特性を生かした産業集積のための基盤整備</li> </ul>
<p><b>【県南】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車・半導体関連産業等の集積促進のための基盤整備</li> <li>・本県農業の中核的地域としての農業振興のための農用地確保</li> </ul>	<p><b>【沿岸】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季温暖・夏季冷涼な気候を生かした農業振興のための農用地確保</li> <li>・精密機械産業の集積や県南地域からの二次展開誘導のための基盤整備</li> </ul>

---

#### 必要な措置の主な概要

- 国土の保全と安全性確保
- 世界に誇れる「岩手の環境」の実現と美しい景観の形成
- 土地利用転換の適正化
- 土地の有効利用の促進
- 多様な主体の連携・協働による県土管理

# 国土利用計画岩手県計画

－ 第 四 次 －

平成20年10月10日

岩 手 県

# 目 次

## 前 文

### 1 県土利用の現状と課題

- (1) 県土利用の現状 …… 1
- (2) 県土利用をめぐる基本的状況の変化 …… 1
- (3) 県土利用の諸課題 …… 3

### 2 県土の利用に関する基本構想

- (1) 県土利用の基本方針 …… 4
- (2) 地域類型別の県土利用の基本方向 …… 6
- (3) 利用区分別の県土利用の基本方向 …… 8

### 3 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- (1) 県土の利用区分に応じた規模の目標 …… 10
- (2) 地域別の概要 …… 11

### 4 2及び3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 公共の福祉の優先 …… 16
- (2) 国土利用計画法等の適切な運用 …… 16
- (3) 県土の保全と安全性の確保 …… 16
- (4) 世界に誇れる「岩手の環境」の実現と美しい景観の形成 …… 17
- (5) 土地利用転換の適正化 …… 19
- (6) 土地の有効利用の促進 …… 20
- (7) 多様な主体の連携・協働による県土管理の推進 …… 22
- (8) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 …… 22
- (9) 指標の活用 …… 22

## 前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岩手県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関しては県の計画の基本となるとともに、市町村計画及び岩手県土地利用基本計画の基本となるものです。

## 1 県土利用の現状と課題

### (1) 県土利用の現状

#### ア 県土の概要

本州一の広大な面積を有する本県は、内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、県の西部の秋田県境には奥羽山脈が走り、これと並行して東部には北上高地が広がっています。また、沿岸部は、宮古以南では北上高地の山すそが太平洋に落ち込み、入り江と岬の入り組んだリアス式海岸を形成しており、宮古以北では隆起した海岸段丘が発達し、海岸線も南部に比べて直線的となっています。本県は、それらの変化に富んだ地勢の中で、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。

県土は、森林が約8割を占めており、可住地面積割合は約2割となっています。主な可住地は北上川流域や北上高地、沿岸部などの平野や盆地となっており、特に北上川流域に人口の6割以上が集中している状況にあります。

#### イ 県土利用の状況

平成17年における県土利用の状況をみると、森林が77.0%、農用地が10.6%となっているほか、原野が0.2%、水面・河川・水路が2.2%、道路が2.9%、宅地が2.2%、その他が4.9%となっています。また、第三次県計画の基準年次である平成4年から目標年次の平成17年までの間に、農用地、原野が減少し、道路、宅地等への転換がなされているとともに耕作放棄地面積が増加しています。

第三次県計画における土地利用の転換は、第二次県計画における土地利用転換（昭和57年から平成7年）に比べて、全体としては鈍化しているものの、農用地など一部の利用区分では増減率が高い数値を示しています。

また、地域経済の低迷を背景とした住宅地の需要減退や中心市街地の空洞化の進展などから、地価の下落傾向が続いている状況にあります。

### (2) 県土利用をめぐる基本的状況の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、本県の県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮するものとします。

#### ア 人口減少社会の到来

本県の人口は、全国よりも早く平成9年から減少傾向にあり、平成16年4月には人口が140万人を割ることとなりました。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本県の65歳以上の老年人口は平成27年（2015年）には30.3%、平成47年（2035年）には37.5%と、いずれも全国を上回る速度で高齢化が進むと予測されています。

そのような人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中、総世帯数の増加や一部地域で人口増加に伴う土地需要が見られるものの、全体としては土地利用転換の動きがさらに弱まり、各地域の人口密度が低下することが見通されます。

## イ 県土の安全性に対する要請の高まり

近年の地震の続発を契機として、今後高い確率での発生が予想される宮城県沖地震等による大規模な地震災害への懸念が高まっています。また、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大、都市における諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり、農山漁村における県土資源の管理水準の低下、高齢化・過疎化に伴う地域コミュニティの弱体化などから、県土の安全性に対する要請が高まっています。

## ウ 環境問題に対する県民意識の高まり

地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、大量消費型の社会経済活動による天然資源枯渇の懸念、地球規模での生態系の危機などの諸問題の顕在化や環境問題に対する県民意識の高まりに適切に対処するため、自然との共生と循環型社会の実現に向けた県土利用を基本とすることが重要になっています。

## エ 優れた景観の保全に対する機運の高まり

貴重な歴史的文化遺産である平泉文化の世界遺産登録に向けた活動等を契機として、優れた歴史的・文化的景観の保全についての機運が高まっています。また、美しい農山漁村や都市景観の喪失、生活環境や自然環境の悪化などが懸念されるなか、良好な街並み景観の形成や里地里山の維持・形成、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する志向が高まっています。

そのため、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、快適でゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められています。

## オ 土地利用の相互関連の深まり

県民の価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、宅地や建物、道路、緑地等をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、快適性や安全性を考慮しながら地域や地目を越えて一連のものとしてとらえる必要性が高まっています。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、都市近郊での大規模な集客施設の立地が既存中心市街地での低利用地及び未利用地（以下「低・未利用地」という。）の増加につながるなど、特定の土地利用が他の土地利用と行政区域を越えて相互に関係する状況がみられます。

## カ 多様な主体のかかわりの増大

地域間の交流・連携が進む中で、森林づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられることから、多様な主体のかかわりの増大を踏まえていくことが求められています。

## キ 地方分権の進展

土地利用は、本来地域性を強く帯びたものであり、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸規制に係る市町村への権限移

譲が進む中、地域での創意工夫ある取組の重要性も高まっています。

また、市町村合併の進展に伴い、新たな市町村の枠組みで土地利用のあり方を見直す動きも出てきています。

## ク グローバル化の進展

グローバル化の進展や東アジア諸国の著しい経済成長は、地方が厳しい競争に巻き込まれる一方、地方の得意分野が世界に直結できる大きな機会と考えられます。本県においても、自動車・半導体関連企業等の展開により、地域経済の活性化が期待されるとともに、本県の土地利用のあり方にも影響を及ぼすものと考えられます。

### (3) 県土利用の諸課題

#### ア 都市

出生率の低下や県外への人口流出による人口減少、さらに公共公益施設の郊外移転や大規模な集客施設の郊外立地などの影響により、県内の多くの市町村において、空き地・空き店舗の増加などによる中心市街地の空洞化や郊外部の虫食いの開発などが進んでいます。そのため、土地利用効率の低下や地域コミュニティ機能の低下による防犯や防災等の問題の発生が懸念されています。また、市街地の無秩序な郊外への拡大・拡散により、都市周辺部の豊かな自然環境や優良農地の減少、自動車からのCO<sub>2</sub>排出量増加等による地球環境への負荷増大、後追いつ的なインフラ整備の発生やライフラインの維持管理コストの増大等の問題が生じています。

#### イ 農山漁村

農林業を取り巻く情勢の変化や高齢化の進行による従事者の減少などから、耕作放棄地や管理不十分な森林が増加しており、農林業の生産基盤のみならず農業・森林の持つ多面的機能への影響や里地里山等の美しい農山村景観の喪失が懸念されています。

また、中山間地域を中心とした集落では著しい少子高齢化の進展、人口減少などにより、地域コミュニティ機能が低下し、農林水産業の生産活動や日常生活はもとより、災害時における助け合い、地域文化の創造・保全等への影響が懸念されています。

さらに、世界的な食料需給のひっ迫、穀物価格の高騰や、度重なる食品の不正表示、輸入食品からの禁止薬物の検出等により、食料自給率向上や安全・安心な農産物を求める意識が強くなってきており、本県農業への期待が高まっています。

#### ウ 自然維持地域

本県は森林面積が全国第2位となっているほか、全国10地域の国の自然環境保全地域のうち2地域が本県にあるなど、豊かで優れた自然に恵まれています。近年、開発などによる野生鳥獣の生息環境の変化等に伴い、本県が国内有数の繁殖地となっているイヌワシの繁殖率が低下するとともに、シカ・カモシカ・クマ等による農林業被害などの人と野生鳥獣とのあつれきが発生しています。

## 2 県土の利用に関する基本構想

### (1) 県土利用の基本方針

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保や自立と共生による地域社会の形成を基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

このため、本計画においては、県土利用をめぐる状況変化や課題を踏まえ、自然的土地利用の減少抑制と県土利用の質的向上を図ります。

その際、土地利用に係る横断的観点にも留意して、各種施策を総合的に推進するなど、県土利用の総合的マネジメントを進めることにより、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な県土管理」を行います。

#### ア 土地需要の量的調整

人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用については、低・未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。

一方、農林業的利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動とゆとりある生活環境の場としての役割に配慮して、適正な保全を図ります。その際、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等にも配慮します。

また、都市部における低・未利用地の優先利用による自然的土地利用からの転換抑制や、農用地の適切な保全による耕作放棄地の発生防止等を通じて、自然的土地利用の減少を抑制することを基本とします。

森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、一旦転換した後に元の地目に戻すことが困難であること、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどから、慎重な配慮の下に計画的に行います。

その際、県土利用の質的向上における基本的視点にも十分に留意した土地利用転換を図ることとします。

#### イ 県土利用の質的向上

全体としては土地利用転換の動きが低下しているという状況を県土利用の質的向上を一層積極的に推進するための機会ととらえ、「自然と共生し、循環を基調とした県土利用」「安全で安心できる県土利用」「快適でゆとりある県土利用」という三つの観点を基本とした県土利用を進めます。その際、これら相互の関連性にも留意するものとします。

##### (ア) 自然と共生し、循環を基調とした県土利用

本県の有する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、すべての県民の参画と協働により環境の保全を進めるとともに、環境への負荷が少ない、自然のシステ



ムにかなった県土利用を進め、世界に誇れる「岩手の環境」の実現を図ります。

#### **(イ) 安全で安心できる県土利用**

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、河川、海岸、砂防、治山等の県土保全施設・防災施設の整備や災害に強い道路整備を着実に進めるなど、地域レベルから県レベルまでのそれぞれの段階で県土の安全性を総合的に高めていきます。

#### **(ウ) 快適でゆとりある県土利用**

快適な居住環境の中で生き生きと暮らすことができるよう、良好な生活環境の整備を促進します。また、本県には、平泉等の歴史的遺産や伝統文化が継承されており、それらが郷土への愛着と誇りをもたらすものとなっています。そのため、それらの歴史的遺産の保護活動の推進や、地域の自然や歴史・文化により形づくられた美しい景観や街並みの保全・形成を図ることにより、誇りうる岩手の文化的魅力の向上を図ります。

### **ウ 県土利用の総合的マネジメント**

#### **(ア) 総合的な施策の推進**

土地需要の量的調整及び県土利用の質的向上を進めるに当たっては、都市的土地利用の無秩序な拡大が自然的土地利用に影響を及ぼしていることや、農用地、森林、宅地等の個別の土地利用が相互に密接に関連することなどから、都市計画、農用地の利活用、森林の保全、自然環境の保全、廃棄物の処理などの県土利用に関する各種施策を総合的に推進していきます。

あわせて、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを重視した適正な土地利用を推進します。

その際、行政区域を越えた土地利用の及ぼす影響を踏まえ、地域間の適切な調整を図るための取組を促進・支援していきます。

#### **(イ) 多様な主体の連携・協働による県土管理**

県土の管理に当たっては、土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できます。

そのため、国、県、市町村による公的な役割の発揮や所有者等による適切な管理に加え、県民、NPO、企業等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理、良好な市街地環境の保全・形成など、県民一人ひとりが県土管理の一翼を担う取組を促進していきます。

あわせて、まちづくりや生産活動など、多くの役割を担っている地域コミュニティの維持・再生を支援することにより、県土の適切な維持・管理を促進します。

## エ 地方分権の進展に対応した県土利用

今後の県土利用に当たっては、住民にとって最も身近な地方自治体である市町村の果たす役割が極めて高くなってきていることから、土地利用諸規制等に係る市町村への権限移譲を推進するとともに、今後の地方分権の進捗状況を十分に踏まえる必要があります。

また、市町村合併の進展を踏まえて、市町村における効率的な土地利用の促進や各種土地利用計画の策定などについて支援します。

## (2) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向は次のとおりとします。

なお、地域類型別の県土利用に当たっては、各々の土地利用が他の土地利用に密接に関連することから、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮するものとします。

## ア 都市

都市については、人口減少、高齢化の進展等の中で全体としては市街化の動きが鈍化する見通しです。これをより一層環境負荷の少ない、豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、低炭素型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、あわせて経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっています。

これらのことを踏まえ、地域特性を考慮しながらコンパクトな都市づくりを推進するなど、誰もが暮らしやすい、持続可能なまちづくりを進めます。そのため、大規模な集客施設の適切な位置への立地誘導などにより、地域の実情を踏まえた計画的な土地利用を推進するとともに、良好な市街地の整備や既成市街地の再開発等による低・未利用地の有効利用に係る取組を促進します。また、単数又は複数の拠点に各種都市機能を集積し、隣接する都市及び周辺の農山漁村との機能分担及び有機的に連結された都市づくりを進めることにより、効率的土地利用を図ります。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図ります。なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とし、都市的土地利用と自然的土地利用との調和を図りながら、周辺の美しい自然と優良な農地とに囲まれた都市を目指します。

また、資源・エネルギー利用の効率化や熱環境改善のための緑地・水面などの積極的な整備・保全などにより環境への負荷が少ない都市形成を図るとともに、諸機能の分散配置やオープンスペースの確保などにより災害に強い都市形成を図ります。さらに、歴史的・伝統的な建築物や美しい街並みの保全等による歴史・文化継承や豊かな

居住環境の創出等により、地域コミュニティの維持された快適でゆとりある都市環境の形成を図ります。

## イ 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有するなど、県民共有の財産であるという認識の下、農林水産業の持つ多面的機能を生かした生産基盤と生活基盤の一体的な整備を進めます。また、生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域特性を踏まえた整備を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することによる効率的な土地利用を図ります。

農業にあつては、日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立を図るため、農業生産基盤の整備と利用の高度化を促進します。そのため、本県で受け継がれてきた「結い」の精神に支えられた地域ぐるみの取組を生かしながら、集落内の合意に基づいた担い手への面的な農用地の利用集積を促進するとともに、地域特性を考慮しながら施設野菜や冬春野菜の導入等による生産性の高いビジネスモデルの確立・普及を促進することにより、効果的な土地利用を図ります。

林業にあつては、本県の林業をリードする経営体を育成することなどにより、管理の行き届いた森林を適正に整備していくとともに、NPOや地域住民、企業など多様な主体による森林整備を支援するなど、社会全体が支える森林づくりを進めます。

さらに、地産地消や食育等の推進を通じて、消費者にも食料供給源としての農用地・森林の重要性についての認識を深めてもらうとともに、地域コミュニティの維持・再生を図ることにより、農用地・森林等の適切な利用と管理を促進します。

一方、本県には、平泉の文化遺産の一部を構成するとともに、国の重要文化的景観にも選定されている一関本寺地区や胆沢扇状地の散居集落を始めとした特色ある農村景観が残されていることから、それら美しい農山漁村景観の維持・形成を図ります。あわせて、二次的自然としての農山漁村において、生物の生息空間を適切に確保・配置することにより生態系の維持・形成を図ります。

また、農地や宅地等が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しながら、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう計画的・適切な土地利用を図ります。

## ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地については、動植物の生息・生育環境の改変は原則として避け、保全に万全を期するとともに、その生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保します。

また、優れた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、自然環境の適正な保全を図ります。

なお、開発等により自然環境が著しく改変されているなど劣化している場合は、残された自然の保全を図るとともに、自然環境の修復・育成に努めます。

また、地域住民にとって身近な自然や自然公園等については、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図

ります。

あわせて、本県の豊かな自然や恵まれた自然条件を生かして、環境にやさしい新エネルギーの積極的な導入を促進するため、自然と共生した調和のとれた土地利用を図ります。

### (3) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、「自然と共生し、循環を基調とした県土利用」「安全で安心できる県土利用」「快適でゆとりある県土利用」といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。

#### ア 農用地

効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、国の内外における農産物の長期的な需給動向を考慮し、日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立に向けた農業生産力の維持強化、必要な農用地の確保と整備を図るとともに、気象や立地条件などそれぞれの地域に適合した農用地の利用を図ります。

また、不断の良好な管理を通じた県土保全等、農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農用地の利用を図ります。

近年増加している耕作放棄地は、地域の実情に応じて、営農再開や保全管理等の措置を講じることによりその解消と適切な管理を図ります。

都市における農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図ります。

#### イ 森林

森林については、「県土水源保全森林」、「生態系保全森林」、「生活環境保全森林」、「資源循環利用森林」の本県独自の4区分により、将来世代が多面的機能を享受できるよう、森林の重視すべき機能に応じた施業を実施し、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。

特にも、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に対する期待が高まってきていることから、森林の利用と保全を両立させた森林経営への取組を推進します。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地や里山林としての保全及び整備を図ります。

農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え水源涵養や土砂災害防止をはじめとした多様な要請に配慮しつつ、適正な利用を図ります。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。

## ウ 原野

原野のうち、湿原や水辺部周辺の植生など野生生物の生息・生育地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は育成・修復を図ります。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

## エ 水面・河川・水路

河川氾濫地域における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全に配慮します。あわせて、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図ります。

## オ 道路

一般道路については、地域産業の振興等を図るため、内陸部と沿岸部とを結ぶ道路や生活関連道路などの整備を進めるなど、必要な用地の確保を図ります。

また、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上及び公共・公益施設の収容機能等の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮します。特に市街地においては、環境施設帯の設置、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

また、農道及び林道については、農林業の生産性向上、農用地・森林の適正な管理及び農山村の生活環境の整備を促進するため、必要な用地の確保を図ります。また、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮するとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。

## カ 住宅地

成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図ります。

また、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。

さらに、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用を図るとともに、特に都市部においては、環境の保全に配慮しつつ低・未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図ります。

## キ 工業用地

ものづくり基盤産業の高度化、自動車関連産業・半導体関連産業等の集積及び地場産業の振興を図るため、環境の保全等に配慮しつつ工業生産に必要な用地の確保を図ります。

また、工場移転等に伴って生じた工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。

## ク その他の宅地

事務所・店舗用地については、市街地の再開発や中心市街地における都市福利施設の整備及び商業の活性化等に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図ります。

また、郊外への大規模な集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響等を踏まえ、地域の合意形成や地域の景観との調和などにも留意しつつ、適切な場所への立地誘導を図ります。

公用・公共施設用地については、施設の整備に当たり、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、既存ストックの有効活用や中心市街地の空洞化の抑制等の観点から、空屋・空店舗の再生利用や街なかへの立地を誘導するなど、計画的な整備を行います。

## ケ レクリエーション用地

価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進めます。その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

## コ 沿岸域

漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用に配慮します。

また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図ります。

## 3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### (1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、平成29年とし、基準年次は平成17年とします。

イ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

ウ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変

化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を参考に利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。

エ 県土の利用の基本構想に基づく平成29年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

オ なお、以下の数値については、今後の経済社会の変化等に対応して、弾力的に取り扱うべき性格のものであります。

**表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標**

(単位：km<sup>2</sup>、%)

利用区分	平成17年	平成29年	構成比	
			17年	29年
農用地	1,616	1,527	10.6	10.0
農地	1,565	1,476	10.2	9.7
採草放牧地	51	51	0.3	0.3
森林	11,760	11,753	77.0	76.9
原野	26	24	0.2	0.2
水面・河川・水路	340	347	2.2	2.3
道路	441	472	2.9	3.1
宅地	334	353	2.2	2.3
住宅地	220	225	1.4	1.5
工業用地	19	22	0.1	0.1
その他の宅地	95	106	0.6	0.7
その他	762	803	4.9	5.2
合計	15,279	15,279	100.0	100.0
(上記のうち市街地)	(86)	(86)	(0.6)	(0.6)

注) 1 道路は、一般道路及び農林道である。

2 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

3 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

## (2) 地域別の概要

地域別の土地利用に当たっては、地域の個性や多様性を生かしつつ地域間の均衡ある発展を図る観点から、県土全体の調和ある有効利用及び環境の保全が図られるよう、適切に対処するものとします。

地域の区分は、産業の類似性等に着目して、別表に掲げる「県央地域」「県南地域」「沿岸地域」「県北地域」の4地域とし、明確な顔を持った地域として、それぞれの地域の競争力・自立性を高め、地域の経済基盤の確立に向けた取組を進めていきます。

その際、地域住民、NPO、市町村などの参画のもと、地域力を結集して取り組んでいきます。また、各地域間の交流・連携による相乗効果にも留意するとともに、効果が他の地域にも波及するよう努めます。

## ア 県央地域

県都盛岡市を中心に高次の都市機能・学術研究機能が集積しており、本県はもとより北東北3県の産業・経済活動の拠点としての役割を担っています。

そのため、学術研究機能の集積を生かしたIT産業、ものづくり産業の創出のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。

農業にあつては、農用地の利用集積などにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図るとともに、水田地帯から畑作地帯までの多様な生産条件を生かし、特別栽培米や園芸・畜産の地域ブランドの確立を促進することにより、農用地の適切な利用と確保を図ります。

林業にあつては、県内最大の木材消費地でもあることから、地域材の利用拡大や経営意欲の低下した森林所有者に代わって地域の森林経営を担っていく地域けん引型経営体の育成、木質バイオマスの利用促進等を通じた林業の振興により、健全な森林の維持・保全を促進します。

高次都市機能の充実やユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、汚水処理施設等の整備により、快適な都市環境、生活環境の形成を図ります。

また、十和田八幡平国立公園など優れた自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

## イ 県南地域

本県で最も工業集積が進んでいるとともに県内有数の農業地帯となっています。また、平泉の文化遺産などの観光資源にも恵まれています。

本地域では、本県最大の工業集積を世界的視野で進めるため、需要に応じて自動車・半導体関連産業等の産業立地基盤の整備を促進します。あわせて、産業振興を支援するため、内陸の工業団地と港湾を結ぶ道路等の整備を推進します。

農業については、本県農業の中核的地域であることから、農用地の利用集積などにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図るとともに、良食味米の低コスト生産の推進、麦・大豆等の土地利用型作物の定着拡大、園芸作物の導入や和牛ブランド産地づくりを促進することにより、農用地の適切な利用と確保を図ります。

林業にあつては、地域けん引型経営体の育成や地域材の利用拡大を図るため、生産・流通・販売等が一体となった総合的な木材供給体制を強化するとともに、きのこ・山菜類等の生産拡大などを通じた林業の振興により、健全な森林の維持・保全を促進します。

また、平泉の文化遺産や栗駒国定公園、早池峰国定公園などの優れた歴史的・文化的遺産や自然環境については、適正に保全します。

## ウ 沿岸地域

わが国を代表する海岸美を誇る陸中海岸をはじめとした、優れた自然環境や漁業資源に恵まれています。また、近年、精密機械関連産業の立地集積が進みつつあります。



一方、地域の約9割が森林であり、団地を形成する広がりのある農地が限られているため、農業依存度が相対的に低くなっています。また、生産条件が不利な農地が多く、担い手農家への農用地の利用集積が進んでいないことなどから農用地の減少が大きくなっています。

そのため、農業にあっては、農用地の利用集積などにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図るとともに、冬季温暖で夏季冷涼な気候を生かし、収益性の高いハウス栽培等の施設型の野菜や花き（観賞用の草花・花木等）の生産拡大や畜産の振興を図ることにより、農用地の適切な利用と確保を図ります。また、地域内の農林水産物を有効活用し、付加価値生産性の高い食産業を構築するため、食品加工業など関連産業の立地基盤の整備を促進します。

林業にあっては、県内屈指の大型木材加工工場が立地していることから、地域けん引型経営体の育成や、素材生産者・加工業者・工務店等の連携による木材安定供給体制の整備を図るとともに、乾しいたけ・林間ワサビなどの地域ブランド化を通じた林業の振興により、健全な森林の維持・保全を促進します。

工業にあっては、精密機械関連産業のさらなる集積を進めるとともに、港湾活用型企業や自動車関連企業等の誘致や県南地域からの二次展開の誘導により、ものづくり産業の集積を図ることとし、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。

また、高い確率での発生が予想される宮城県沖地震等による災害から地域住民を守るため、砂防・急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波緊急対策等の防災施設の計画的な整備を図ります。

さらに、陸中海岸国立公園など優れた自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

## エ 県北地域

冷涼な気候を生かした農林水産物が生産されているほか、漆などの特産品があります。また、平庭高原などの豊かな自然環境にも恵まれ、特色ある農山漁村文化が形成されています。しかしながら、生産条件が不利な農地が多く、担い手農家への農用地の利用集積が進んでいないことなどから農用地の減少が大きくなっています。

そのため、農業にあっては、農用地の利用集積などにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図るとともに、豊富な草資源の活用などによる畜産の振興や夏季冷涼な気候等を生かし、園芸作物、工芸作物、雑穀等の特徴ある地域特産品の生産拡大を図ることにより、農用地の適切な利用と確保を図ります。

また、地域に豊富にある発酵鶏糞等の有機物資源を活用し、地域循環型農業生産の拡大に努めるとともに、ヤマブドウ・雑穀等の地域特産物の有効活用により、付加価値生産性の高い食産業を構築するため、食品加工業など関連産業の立地基盤の整備を促進します。

林業にあっては、地域けん引型経営体の育成を図るとともに、アカマツ材や乾しいたけ、木炭等の販路拡大、生産量・品質ともに日本一の浄法寺漆のブランド化や生産量確保などを通じた林業の振興により健全な森林の維持・保全を促進します。

工業にあつては、産業支援機関との連携による企業支援や、港湾等の地域特性を生かした企業誘致活動により、ものづくり産業の集積を促進し、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。

さらに、歴史的・経済的に深いつながりのある八戸圏域との広域的な交流・連携を通じて、地域経済の活性化を図ります。

また、高い確率での発生が予想される宮城県沖地震等による災害から地域住民を守るため、砂防・急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波緊急対策等の防災施設の計画的な整備を図ります。

さらに、久慈平庭県立自然公園など優れた自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

なお、地域別の利用区分ごとの規模の目標の概要は次表のとおりです。

表 地域別の利用区分ごとの規模の目標の概要

(単位:km<sup>2</sup>、%)

利用区分	県央地域				県南地域				沿岸地域				県北地域			
	平成17年	平成29年	構成比		平成17年	平成29年	構成比		平成17年	平成29年	構成比		平成17年	平成29年	構成比	
			17年	29年			17年	29年			17年	29年			17年	29年
農用地	471	455	12.9	12.5	820	787	15.6	15.0	115	98	2.7	2.3	210	187	9.6	8.6
農地	459	443	12.6	12.2	808	775	15.4	14.7	101	84	2.4	2.0	197	174	9.0	8.0
採草放牧地	12	12	0.3	0.3	12	12	0.2	0.2	14	14	0.3	0.3	13	13	0.6	0.6
森林	2,724	2,722	74.8	74.7	3,547	3,546	67.5	67.5	3,770	3,767	89.7	89.6	1,718	1,717	78.9	78.9
原野	13	12	0.4	0.3	4	4	0.1	0.1	4	4	0.1	0.1	5	5	0.2	0.2
水面・河川・水路	94	95	2.6	2.6	180	185	3.4	3.5	30	31	0.7	0.7	35	36	1.6	1.7
道路	108	116	3.0	3.2	213	228	4.1	4.3	65	70	1.5	1.7	55	58	2.5	2.7
宅地	93	100	2.6	2.7	150	156	2.9	3.0	52	55	1.2	1.3	39	42	1.8	1.9
住宅地	61	62	1.7	1.7	99	100	1.9	1.9	34	35	0.8	0.8	26	28	1.2	1.3
工業用地	3	4	0.1	0.1	11	13	0.2	0.2	3	4	0.1	0.1	1	2	0.0	0.1
その他の宅地	30	34	0.8	0.9	40	43	0.8	0.8	15	16	0.4	0.4	12	13	0.6	0.6
その他	139	142	3.7	4.0	341	349	6.4	6.6	169	180	4.1	4.3	115	132	5.4	6.0
合計	3,642	3,642	100.0	100.0	5,255	5,255	100.0	100.0	4,205	4,205	100.0	100.0	2,177	2,177	100.0	100.0

注) 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

#### 4 2及び3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2及び3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

これらの措置については、「自然と共生し、循環を基調とした県土利用」「安全で安心できる県土利用」「快適でゆとりある県土利用」等の観点を総合的に勘案した上で実施を図る必要があります。

##### (1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

##### (2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、また、本計画や市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図ります。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

##### (3) 県土の保全と安全性の確保

###### ア 防災に配慮した県土利用

県土の保全と安全性の確保のため、次の事項に配慮した適正な県土利用への誘導を図り、河川、海岸、砂防、治山等の県土保全・防災施設整備や災害に強い道路整備を着実に進めます。

- ・ 水系ごとの河川・ダム等の治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和
- ・ 地形等の自然条件と土地利用配置との適合性
- ・ 風水害・豪雪・高潮、火山噴火及び地震・津波への対応

また、渇水に備えるため、水利用の合理化、水に対する意識の高揚、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進します。

###### イ 適正な森林管理

森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を基本的な単位とする地域特性に応じた間伐の実施等による森林の整備や保安林の適切な管理、治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図ります。

###### ウ 県土の総合的な安全性の向上

県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保や諸機能の分散等を推進します。

一方、地域レベルにおける安全性を高めるため、次のような施策を推進します。

- ・ 市街地等における災害に配慮した県土利用への誘導
- ・ 県土保全施設や地域防災拠点の整備
- ・ 諸機能の分散配置
- ・ オープンスペースの確保
- ・ ライフラインの多重化・多元化

また、洪水の危険地域、土砂災害警戒区域等についての情報を提供することにより、安全性を考慮した適正な土地利用への誘導を図ります。

#### (4) 世界に誇れる「岩手の環境」の実現と美しい景観の形成

##### ア 地球環境の保全

県民、事業者、行政それぞれの役割分担と連携のもとに地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全や都市におけるヒートアイランド現象に対処するため、次のような施策を講じ、環境負荷の小さな都市の形成や経済社会システムの形成に向けた適正な土地利用を図ります。

- ・ 複数施設等への効率的なエネルギーの供給
- ・ 風力、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの県営施設への導入及び県民、市町村への普及促進等を通じた先導的取組の推進
- ・ 都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置
- ・ 公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築
- ・ 鉄道、船舶、自動車等を適切に組み合わせた低炭素型物流体系の形成

特にも、二酸化炭素の吸収源となる森林については、その吸収能力を十分に発揮できるように、積極的な間伐や人工林伐採跡地の更新を実施するとともに、通常の伐採林齢より高齢級で伐採する長伐期施業や林齢・樹種の異なる樹木で構成される複層林施業等を展開するなど、多様な森林の整備・育成を図ります。また、木材の利用拡大や長期間の利用により、できるだけ炭素固定の増加を図ります。あわせて、都市の緑や里山林等の身近な緑の適切な保全・整備を図ります。

##### イ 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向けた次のような施策を講じるための必要な用地の確保を図ります。

- ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの一層の促進
- ・ 発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムの形成  
また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

##### ウ 環境保全型農業の推進

環境と共生した農業を推進するため、次のような施策を総合的・計画的に推進し、安全・安心な農作物を供給するとともに環境上健全な農用地の形成を推進します。

- ・ 環境保全型農業に意欲を持って取り組む農業者の支援・育成
- ・ 生産から流通・加工・販売までの一貫した管理による、生産履歴のわかる供給システムの確立
- ・ 安全・安心な産地ブランドの定着に向けた取組についてのきめ細やかな情報発信
- ・ 環境と共生する産地づくりの機運の醸成

##### エ 生活環境の保全

大気汚染、騒音等の著しい交通施設や工場等の周辺における、緩衝緑地の設置、倉庫・事業所等の適切な施設の誘導等により生活環境の保全を図ります。

また、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。

## オ 水環境の保全と土壤汚染防止

水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図るため、次のような措置を講じます。

- ・ 農用地や森林の適切な維持管理
- ・ 雨水の地下浸透の促進
- ・ 生活環境・自然環境の維持・改善等を図るため、水質保全、親水空間、修景などの用に供する環境用水の確保
- ・ 下水処理施設の整備促進及び処理水の効果的利用
- ・ 水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復
- ・ 地下水の適正な利用

また、本県の豊かな水と緑を次世代に引き継ぐため、森・川・海とつながる流域全体における施策を総合的かつ計画的に推進することとし、県内の全流域において策定した流域基本計画に基づき、地域住民や関係団体との連携と協力のもとに保全活動に取り組みます。

あわせて、水の出入りの少ない閉鎖性水域に流入する流域においては、生活排水、工場・事業場の排水等による汚濁負荷や汚濁物質の削減対策を進めるとともに、緑地の保全その他自然環境保全のための土地利用制度の適切な運用に努めます。また、土壤汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努めます。

## カ 自然環境の保全

高い価値を有する原生的な自然については、一定の行為を厳格に規制すること等により厳正な保全を図ります。

野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点から優れている自然については、一定の行為を規制すること等により適正な保全を図ります。

特にも、イヌワシ等の希少な野生動植物については、その生息・生育状況の調査を行うとともに、生息・生育地の適正な維持・改善を図ります。

また、農林業による土地利用が行われている地域等の二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進や必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。

なお、自然が劣化・減少した地域については、残された自然の保全を図るとともに、自然環境の修復・育成に努めます。

この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生物の生息空間の適切な確保・配置に配慮するとともに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図ります。

また、自然公園については、保全とともに利用の増進を図ることとし、登山道、遊歩道、トイレ等の施設整備を通じて、県民と自然とのふれあいの場を提供します。

## キ 総合的な土砂管理の推進

安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全を図ります。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図ります。

## ク 良好な景観形成の推進

歴史的・文化的な建築物や良好な街並みを後世に継承するため、景観計画や景観条例等によるルールづくりなど、地域が一体となった取組を推進します。

都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成を促進します。

農山漁村においては、里地・里山等の美しい農山漁村景観の維持・形成を促進します。

あわせて、不利な耕作条件による耕作放棄の進行及び景観荒廃を防ぐため、美しい景観を保全しながら農業を継続していくための農業基盤整備を進めます。

## ケ 環境影響評価等

良好な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や、公共事業等の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。

## (5) 土地利用の転換の適正化

### ア 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性や影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して、必要があるときは速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

### イ 森林・原野の土地利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の合理的・計画的な維持増大と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。

### ウ 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保や農業経営の安定を考慮するとともに、景観及び自然環境等に及ぼす影響に留意し、計画的な調整の下に無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮します。

### エ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮して適

正な土地利用の確保を図ります。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

#### オ 混住化の進行する地域の土地利用転換

都市周辺における、農家と非農家の混住化の進行する地域においては、農用地・宅地等の土地利用の混在による弊害を防止するため、土地利用相互の調整を図り、必要な土地利用のまとまりの確保等に努めます。

#### カ 無秩序な施設立地等の問題が生じている地域の土地利用転換

多様な用途が許容されている準工業地域や用途地域が指定されていない白地地域など、無秩序な施設立地等の問題が生じている地域では、施設立地の抑制などにより、適正な土地利用の規制・誘導を促進し、地域の実情に応じた計画的な土地利用の実現を図ります。

### (6) 土地の有効利用の促進

#### ア 農用地

農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、集落内の合意に基づき、担い手への農用地の利用集積を図ります。また、基幹となる担い手農家を中心としながら、小規模・兼業農家も参加する「結い」の精神に支えられたいわて型の集落営農を推進することにより、効率的・安定的な経営体の育成を図り、農用地の有効活用を図ります。

利用度の低い農用地については、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講じます。

耕作放棄地は、農業生産力の維持強化のみならず、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、農業上重要な地域を中心にその解消と発生防止を推進します。

そのため、耕作放棄地の実態を把握の上、地域の実情に応じて、営農再開、保全管理、非農業的利用等の解消法別に分類し、次のような取組を支援します。

- 営農再開（基盤整備による営農再開含む）
  - ・ 認定農業者等担い手や集落営農組織等の育成支援と利用集積の促進
  - ・ 企業等の参入の促進
  - ・ 未整備農地の関連事業による条件整備等の促進
  - ・ 放牧や自給飼料生産への転換など畜産的な活用の促進
- 保全管理
  - ・ 集落等を中心とした協働の取組による農地、農業用水や農村環境の保全
  - ・ 中山間地域における農業生産活動を通じた発生防止
  - ・ 市民農園や滞在型農園の整備等の支援
- 農振農用地からの除外や非農業的利用
  - ・ 森林として管理する場合の人工造林等を支援

なお、農用地から宅地へと転換された後に低・未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図るなど、



地域の実情を踏まえた計画的かつ適正な活用を促進します。

## イ 森林

森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、伐採林齢の多様化や長伐期化、複層林施業の推進、病虫獣害対策の強化等を図ります。また、いわての森林づくり県民税を活用して、間伐等の手入れが十分に行われていない公益上重要な森林を整備するとともに、地域住民等による森林整備を支援します。

間伐の推進については、森林所有者の経営意欲の喚起や経費負担の軽減につながるよう、施業地の集約化や機械化等による低コスト間伐の促進などに取り組みます。

その際、林道を計画的に配備し、森林管理及び地域材生産等のため基盤づくりを推進します。

また、林業経営の安定化のため、森林所有者をとりまとめて地域単位の森林経営を実現する、地域けん引型経営体を育成します。

加えて、未利用木材資源の有効活用による林業の活性化とエネルギーの地産地消の促進等を図るため、木質バイオマスエネルギーの利用促進を図り、ペレットストーブの導入支援やペレット流通改善、チップ燃料の供給促進等に取り組みます。

さらに、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林や森林公園において、森林環境教育や、レクリエーション利用などの総合的な利用を図ります。

## ウ 水面・河川・水路

治水・利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図ります。

また、地域の景観と一体となった水辺空間や、水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

## エ 道路

電線類の地中化、道路緑化等を推進して、良好な道路景観の形成を図ります。また、自転車走行区間を分離するなど、社会的要請の変化に応じた道路空間の有効利用を図ります。

## オ 住宅地

居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。

また、既存の都市基盤を有効利用し、将来にわたって持続可能なコミュニティの維持・形成を図るため、低・未利用地の有効活用等による中心市街地における街なか居住の促進やニュータウンの再生を図ります。

あわせて、住宅の長寿命化、既存住宅の改善及び住宅市場の整備を通じて、持続的な利用を図ります。

## カ 工業用地

グローバル化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信等のインフラ整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業

用地の整備を需要に応じて進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。

また、既存の工業団地の未分譲地や工場跡地の有効利用の促進を図るため、ホームページへの掲載等を通じた情報発信を行います。

#### キ 一体的・立体的な整備

都市環境、防災面等に配慮した、河川、道路等と建物等との一体的・立体的整備を進めます。

#### (7) 多様な主体の連携・協働による県土管理の推進

国、県、市町村による公的な役割や所有者等による適切な管理に加え、県民、NPO、関係団体、事業者等による森林づくり活動や農地のオーナー制度等による保全管理活動、良好な市街地環境の保全・形成活動などの直接的な県土管理への参加を促進するとともに、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付などの間接的な県土管理につながる取組などを通じて、様々な方法による県土の適切な管理を推進します。

#### (8) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等の基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図ります。

また、境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進します。

#### (9) 指標の活用

計画の推進等に当たっては、量的側面のみならず質的側面も把握するため、各種指標の活用を図ります。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の変化に対応するため、計画策定より概ね5年後に、全国計画の点検の状況も参考にして計画の総合的な点検を行います。

別 表

地域区分	構 成 市 町 村
県央地域	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町
県南地域	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、
沿岸地域	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村
県北地域	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

# 国土利用計画岩手県計画（第四次）用語解説

## 1 総論

### ○ 自然的土地利用

農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの

都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの

### ○ 都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用

### ○ 低利用地、未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたって利用されていない土地（未利用地）、周辺の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い土地（低利用地）

#### 〔具体例〕

未利用地・・・空き地、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地、管理を放棄された森林等

低利用地・・・暫定的に利用されている資材置場、青空駐車場等  
（国土交通省ホームページ「土地総合情報ライブラリー」）

### ○ 耕作放棄地

現況が耕作放棄されている状態の農地（農水省の定義）

なお、農林業センサスでは、「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地」と定義している。

※ 従前、作物統計の定義を記載していたが、同統計では全体の耕作放棄地面積が分からない。農林水産部では、議会答弁等にはセンサスの数値を使っている。

### ○ 結い

労働力を交換しあって、田植え、稲刈り、屋根葺き等の共同作業をおこなうこと。類似した用語に「もやい」があるが、これは船と船をつなぎあわせることに由来する言葉で、地引網や狩猟等を共同で行うこと。

### ○ 多面的機能

農業、森林の持つ、農林産物の供給以外の国土・自然環境保全などの機能

例えば、国土保全機能、水源涵養機能、自然環境保全機能、良好な景観形成機能、文化の伝承機能等

○ **公共・公益施設**

電気、ガス、水道、下水道、電話等の施設

○ **公用・公共用施設**

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署等、公のために設けられた施設

## 2 地域類型

○ **都市**

人々が密集して生活、生産活動を展開している地域で、主として第二次産業・第三次産業が発展している地域（「全国計画（第三次）」の定義に加筆）

※ なお、全国計画では、「市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域」を想定しているが、本県の場合、人口集中地区が限定されているため、都市＝市街地とすると、陸前高田市には「都市」がなくなるなど不都合が生じるため、よりも広い概念でとらえている。

○ **農山漁村**

自然の生産力に基礎をおいた、第一次産業のための土地利用が展開されている地域。この場合、住宅が密集している集落等も含まれる。（前半は「全国計画（第二次）」の定義による。）

○ **自然維持地域**

人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつ、その自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の保全を旨として維持すべき地域

## 3 利用区分（第三次全国計画の定義によるが、一部、総務省統計局ホームページ等によっている）

○ **農用地**

農業生産に利用される土地で、国土利用計画では、農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地

○ **農地**

農地法第2条第1項に定める耕作の目的に供される土地であって、「作物統計」において「田」「畑」とされている土地。畦畔を含み、水路、農道を含まない。

○ **採草放牧地**

農地法第2条第1項に定める、主として耕作又は養畜の事業のための採草（肥料、飼料の材料を得るための採草）又は家畜の放牧の目的に供される土地

## ○ 森林

森林法にいう国有林と民有林の合計（林道面積は控除）

なお、現在、木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団的生育に供される土地(例えば植林前の伐採跡地)は森林に含まれるが、一方、農地や宅地等にある樹林地は森林には含まれない。

## ○ 原野

一般には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地

国土利用計画では、農林業センサスの「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び「林野庁所管の国有林」を控除したもの

## ○ 水面・河川・水路

水面は湖沼（人造湖を含む）とため池の満水時の水域部分、河川は一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路

## ○ 道路

人、車両等の交通の用に供される道で、一般道路、農道、林道の合計  
車道部、歩道部、自転車道路部及び法面から構成

## ○ 宅地

土地登記上「宅地」とされた土地、すなわち、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地。住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地等を含む。

## ○ 住宅地

固定資産税の課税評価上住宅用地とされている土地に、国・県・市町村営住宅用地及び公務員宿舍用地を加えたもの

## ○ 工業用地

従業員 10 人以上の事業所の敷地（住宅地との重複等を考慮）

## ○ その他宅地

宅地のうち、住宅地、工業用地のいずれにも該当しない土地。具体的には、事務所用地、商業施設用地、官公庁用地、別荘等が含まれる。

## ○ その他

県土面積から、「農用地」から「宅地」までの各利用区分面積を差し引いたもの。  
具体的には、公共施設用地（学校用地、公園・緑地）、レクリエーション用地、耕作放棄地、認定外道路（赤線）、普通河川（青線）、荒地等のどこにも区分されないものが含まれる。

○ **レクリエーション用地**

県民のレクリエーション活動に供される土地。具体的には、ゴルフ場、スキー場、遊園地、オートキャンプ場等が含まれる。

○ **沿岸域**

海岸線を挟む陸域と海域を一体としてとらえた範囲